

令和8年6月19日

「フォークリフト運転業務従事者」安全衛生教育のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
秋田県支部長 近藤 哲泰
【公印省略】

労働安全衛生法第60条の2において、「事業者は安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない」とされており、その一つとしてフォークリフト運転業務従事者に対しても、安全衛生教育を実施するよう指針が定められています。

今般、フォークリフト運転業務従事者を対象とした安全衛生教育を開催いたします。フォークリフト運転技能講習修了後、おおむね5年以上経過している方は、この機会にぜひ受講くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

定員		月日	時間	会場
定員 50名	学科	令和8年 7月21日(火)	9:00~ 16:00	秋田県トラック協会中央研修センター (秋田市寺内蛭根1-15-20)

2. 受講対象者

フォークリフト運転技能講習修了後、おおむね5年以上経過し、現在も運転業務に従事している方

3. 受講料等(当日、受付にてお支払いください)

1名につき 10,490円(税込)(内訳 受講料 8,400円/資料代 2,090円)
※会員事業者(秋田県トラック協会会員)の資料代については、当支部で負担いたします。

4. 申込方法(締切7月10日まで)

受講申込書に所要事項を記入し、当支部宛てにFAXまたはメールにてお申込みください。

【申込先】	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 秋田県支部 〒011-0904 秋田市寺内蛭根1-15-20 FAX 018-863-7354/メール akita-truck.ft@ata.or.jp
-------	---

5. その他

- (1) 定員に達し次第受付を終了いたします。また、申込状況により開催を中止する場合がありますので、お早めにお申し込みください。
- (2) 講習の1週間前までに受講票および請求書を送付いたします。

(3) 秋田県トラック協会会員の方は、助成対象となります。詳しくはトラック協会事務局までお問い合わせください（「作業安全講習等助成金」）

6. 開催情報のお問合せ先

○秋田県支部事務局 TEL 018-863-4874 / FAX 018-863-7354
または秋田県支部HPをご参照ください（「りくさいぼう 秋田」などで検索）

以上